

第3期釧路市地域福祉計画策定 に関する意見書

釧路市長 蝦名大也様

平成29年11月14日

釧路市地域福祉計画策定市民委員会
委員長 西塔正一

本委員会は、第3期釧路市地域福祉計画の策定に向け、平成29年6月1日に発足してからこれまでの間、釧路市の現状や福祉活動の様子、今後の地域における問題の動向、第2期計画からの5年間の環境変化等を踏まえながら、釧路市の地域福祉について議論を重ねてきたところがあります。

また、本委員会は、釧路市社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」との整合性を図る観点から、策定委員を同一にし、市及び社会福祉協議会のそれぞれの会議で議論を重ねることができ、非常に有意義でありました。

今般、これまでの議論等を踏まえ、計画策定に対する本委員会の意見を下記により取りまとめましたので、第3期計画に十分反映されるよう要請いたします。

記

1 地域福祉の担い手づくり

(1) 福祉意識の醸成について

- ◇ 地域福祉の原点は地域協働にあると考える。地域の住民それぞれが「支え合い、助け合い」について考え、その知識を持ち合い、地域内での共助をより強固なものとして作り上げていくことが重要である。そのためには、家庭や地域、学校等、様々な場において、福祉教育を推進していくことが必要である。

- ◇ 「世代間交流」の具現化が望ましく、特に子供と高齢者との交流は高齢者が励まされ元気になるというだけではなく、「頼りにされる存在」となることによってより主体的な生活を取り戻す事例もある。高齢者のみならず、障がい者も含め「支えられる存在」としてだけではなく、「頼りにされる存在」としての機会を地域にもたらすことが地域共生社会として必要である。

(2) ボランティアなどの育成・支援について

- ◇ 最近のボランティアの傾向としては、活動者の目的が明確化しており、団体等に加えせず、個人で活動を行う方も増えてきている。ボランティア実践者を増やすためには、目的を特化した内容の講座を開催したり、個人の活動を支援する仕組みをつくることが効果的であると考えます。

- ◇ 認知症高齢者地域サポート事業として、「認知症サポーター養成講座」「認知症サポータースキルアップ講座」が実施されている。講座受講生は、認知症の方々を地域で支援していくための大きな担い手になることが期待されるため、実践力として活躍できる多くの機会が必要であると考えます。

2 それぞれが連携・協働し合う環境づくり

(1) 住民相互や各種団体のネットワークづくりについて

- ◇ 家庭内をはじめ地域において、孤立化・孤独化させないためには、居場所づくりが重要である。町内会・老人クラブ・さまざまなサークル活動に参加を促すことが必要である。

- ◇ 高齢者や障がい者の方々の尊厳の保持を大切に、その上で地域住民の活動への自主性・主体性の意識づくりが重要であると考えます。

- ◇ 地域での福祉活動への無関心さについて若い世代に多く見られることは、これからの高齢社会に大きな課題である。まずは、町内会加入が重要であると考えます。

- ◇ 子育て世代では、小中学校のPTA活動などから福祉活動に対する意識が働いてきているので、学校と町内会とが連携し、地域活動を展開していくことが必要である。

(2) 個人情報について

- ◇ 行政、民生委員児童委員、町内会などの個人情報の共有化が個人情報保護法により困難であるが、日頃の近所の付き合いの中で人を知ることができ、お互いの情報を共有することが必要である。

3 自立した生活を送ることができる地域づくり

(1) 自立生活の支援について

- ◇ 「高齢者・障がい者など」の記載が多くあるが、「福祉」はそういった方々のためだけのものではなく、現役世代や若者、生活困窮者など、すべての方々にも関わることであると考える。
- ◇ 高齢者や障がい者の自立支援や日常生活を支援する中で、公的なサービスでは補えないことが多々ある。サービスを利用するまで至らなくとも、ちょっとした困りごとをボランティアや地域の活動で支援できるような仕組みの構築が必要と考える。
- ◇ 少子高齢化がますます進むなか、向こう三軒両隣の関係で互いに声をかけ、見守り、見守られることが必要である。
- ◇ 認知症高齢者は増加傾向にあるが、認知症高齢者自身やその家族が住み慣れた地域で安全安心に暮らせるよう、支援体制を充実させる必要がある。

(2) 生活困窮者の支援体制の充実

- ◇ 地域において、見落としのない仕組みをつくり、日々の見守りの中で生活困窮者を把握し、関係機関に繋げることが大切である。

- ◇ 「貧困の連鎖」は現実を目にすることがあるが、「くらしごと」をはじめとする関係機関の支援は結果を出してきていると感じる。

4 必要な福祉サービス提供の仕組みづくり

(1) 情報提供の充実について

- ◇ 民生委員・児童委員の活動内容をもっと周知し、身近な相談者としての立場の確立が大切である。

(2) 権利擁護の推進について

- ◇ 地域住民の権利を擁護するため、権利擁護に関する講座の開催や、虐待防止に向けた啓発に努めることが大切である。